

平成27年 4月 8日

保護者各位

福島県立いわき総合高等学校長 吉 田 豊 彦

### 学校における携帯電話の取り扱いについてのお願い

陽春の候、保護者の皆様方におかれましてはますます御清祥のこととお喜び申し上げます。また、日頃より本校の教育活動に格別の御理解と御協力を頂いておりますことに厚く御礼申し上げます。

さて、県教育委員会では、生徒の携帯電話の使用方法に対して、携帯電話の長時間の使用は生活リズムが乱れ学校生活にも悪影響を及ぼすおそれがあること、メール等への過度の依存は望ましい対人関係の構築や適正なコミュニケーション能力の発達を阻害するおそれがあること、また、学校における教育活動に直接必要のないものであることなどの理由から、学校内においては携帯電話を使用させないことが教育的であると考え、市町村教育委員会、小学校長会、中学校長会、高等学校長協会、県PTA連合会、高等学校PTA連合会と合意のもと、学校への携帯電話の持込みまたは校内での使用を禁止しました。

本校では、県教育委員会の指導に基づいて校内での使用を禁止することにし、下記のよう

に指導していきたいと考えています。  
つきましては、本校の生徒指導について御理解の上、御協力くださいますようお願いいたします。

### 記

#### 1 携帯電話の使用について

- 学校生活時間帯(朝のSHR～帰りのSHR)の生徒の使用を禁止します。
- 電源を切り、各教室のロッカーに入れ保管します。

#### 2 違反した者については、一時預かり、以下の方法により返却します(預かる時は本人が電源を切ります)。なお、改善しない場合は、特別な指導の対象とします。

- ① 1回目 クラス担任より本人へ注意を与え、保護者へ連絡し生徒へ返却します。
- ② 2回目 クラス担任より保護者に来校するよう連絡し、保護者へ返却します。
- ③ 3回目 年次より保護者に来校するよう連絡し、保護者へ返却します。
- ④ 4回目 生徒指導部より保護者に来校するよう連絡し、管理職(教頭)指導後、保護者へ返却します。

#### 3 緊急時については、公衆電話の使用が可能です。